

平成30年5月20日から7月10日までの

豪雨・暴風雨により、被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ Vol.2

今回は、災害見舞金等の請求について、特に甚大な被害のあった地域において現地での受付・審査及び速やかな送金を行うお知らせです。「私学共済からのお知らせ Vol.1」も併せてご覧ください。

災害見舞金の現地での受付・審査の日程及び会場

日程等 (開催会場・時間をよくご確認のうえご来場ください)

●愛媛県

日 時	会場及び所在地
9月7日(金) 10:00~17:00	◇八幡浜商工会議所 一般研修室 〒797-0005 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番25号 Tel.0894-22-3411
9月8日(土) 10:00~17:00	

●岡山県

日 時	会場及び所在地
9月14日(金) 10:00~17:00	◇倉敷市芸文館 202 会議室 〒710-0046 岡山県倉敷市中央1-18-1 Tel.086-434-0400
9月15日(土) 10:00~17:00	◇倉敷商工会議所 第5 会議室 〒710-8585 岡山県倉敷市白楽町249-5 Tel.086-424-2111

●広島県

日 時	会場及び所在地
9月16日(日) 13:00~17:00	◇呉きんろうプラザ 2階大会議室 〒737-0046 広島県呉市中通1-1-2 Tel.0823-20-0660
9月17日(月) 9:00~17:00	◇広島ガーデンパレス 3階「鶴亀」 〒732-0052 広島県広島市東区光町1-15-21 Tel.082-262-1134
9月18日(火) 9:00~17:00	

※ 会場の都合等により、上記各会場についてそれぞれの日の受け付けは、16時までとさせていただきます。

※ 災害見舞金等の給付は、当日来場されなくても請求することができます。

請求方法などについて不明な点がある場合は、共済事業本部(短期給付課)又は広島をはじめとした各ガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。

災害見舞金とは?

災害見舞金とは、加入者(任意継続加入者を含みます。)や被扶養者が、水震火災などの非常災害にみまわれ、**住居**又は**家財**に損害を受けたときに、その損害の程度に応じて見舞金として支給するものです。

災害見舞金等については、私学共済ホームページにも詳しく掲載していますので、ご確認ください。

○ ご注意ください !

災害見舞金等は、損害の程度(「私学共済からのお知らせ Vol.1」参照)に応じて、それぞれ給付額を算定しますので、その損害の程度に該当しない場合(床下浸水のみの場合等)は、給付が行われないことがありますのでご了承ください。

◆災害見舞金請求に必要な主な書類（現地受付時）

- ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書、災害状況明細書
※請求書等には、学校法人等の証明が必要です。
- ②市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」
- ③加入者証、運転免許証など加入者本人であることが確認できる書類
- ④預金通帳など、加入者本人の銀行等口座がわかるもののコピー（加入者本人の口座に送金を希望する場合）
- ⑤加入者本人以外の人が来場する場合は、来場する人の身分確認ができる運転免許証等及び請求手続等に関する委任状（事務担当者が来場する場合は、委任状は不要です）

被災加入者に対する貸付けに関するご案内

○貸付けを受けたいとき

被災された加入者が、当座の資金を必要とする場合や新たに住宅購入・新築・修理等の際に資金を必要とする場合には、**特例災害貸付**と**特例住宅貸付**があります。

この貸付けの対象となる人は、平成30年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により、被災された加入者です。貸付利率は、**年0.03%**。償還回数は、貸付金額によって異なります。特例災害貸付と特例住宅貸付を受けるためには、り災証明書の添付が必要です。また、**定期償還期限が延長**できる特例措置もあります。

○既に貸付けを受けているとき

既に貸付けを受けられている被災された加入者に対しては、ご希望に応じて**償還期限の延長（申出により最高2年間を限度）**を行います。（延長期間中の利息（年0.03%）は別途必要となります。）

対象となる人は、平成30年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により被災された加入者です。

事務担当者の皆様へ

○各種届出（加入者資格に関すること）について

資格事項に関する各種異動報告書や届出書等については、提出期限を延長しています。（原則6か月間）

被災された人の加入者証又は加入者被扶養者証の再交付・資格証明書の交付については、電話等による申出でも本人確認のうえ受け付けています。

被災された学校法人等が、その事務連絡先を一時的に変更する場合は、電話等でもその申出を受け付けています。

○掛金等の納付猶予等について

被災したことにより、掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付が困難な学校法人等については、平成30年6月分及び7月分の掛金等及び子ども・子育て拠出金に係る法定納期限をそれぞれ平成30年10月1日に延長します。

また、被災された学校法人等からの申請に基づき、原則として、1年以内の期間に限り掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付を猶予します。

○短期給付の「時効」について

災害見舞金など短期給付を受ける権利は、**給付事由が生じた日から起算して2年を経過すると時効**となります。必ず2年以内に請求してください。

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先 ⇒ **日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部**
〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5 TEL 03 (3813) 5321 (代表) <http://www.shigakukyosai.jp>

◇広島ガーデンパレス共済業務課 〒732-0052 広島県広島市東区光町 1-15-21 TEL082-262-1134